

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年3月17日（火）
午後0時58分 開会
午後3時56分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 田中藤一郎
委員 井上 正治、上田 伴子、
清水 寛、竹中 理、
福田 嗣久
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 西田 真^印

文教民生委員会・分科会次第

2020年3月17日(火) 13:00～
第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査
議案付託表・分科会分担表のとおり

(2) 分科会意見・要望のまとめ

(3) 委員会意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続審査の申し出について <別紙1>

4 その他

5 閉 会

文教民生委員会・文教民生分科会 審査日程表

審査日程	所管部等名	審査区分(青字:委員会、赤字:分科会)	予定時間	集合時間
3月16日(月) 9:30~ 第2委員会室	【市民生活部】 市民課 生活環境課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【各振興局】 市民福祉課	説明・質疑 ■第32号議案 ②豊岡市一般会計予算 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●第33号議案 ②豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 ●第34号議案 ②豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)予算 ●第35号議案 ②豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算 ●第36号議案 ②豊岡市介護保険事業特別会計予算 ●第37号議案 ②豊岡市診療所事業特別会計予算 ●第38号議案 ②豊岡市霊苑事業特別会計予算	9:30 ~	9:30
	【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備備後室 スポーツ振興課 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	説明・質疑 ■第32号議案 ②豊岡市一般会計予算	14:00 ~	13:50
	【関係部署】 【関係部署】	《請願・陳情》 次の順に審査を行います。 ①請願第1号 子どもの幸せを願う豊岡市民の要望(請願署名)【こども育成課】 ②(継続審査)令和元年陳情第3号 公立豊岡病院組合内病院の充実に関する陳情について【健康増進課】 ③陳情第2号 指定難病医療費助成制度で「軽症」とされた難病患者を助成対象に戻すため国への意見書提出を求めることに関する陳情書【社会福祉課】		
	【委員のみ】	討論・表決 ■第32号議案 ②豊岡市一般会計予算 《第32号議案:分科会審査意見、要望等のまとめ》 《第33~38号議案:委員会審査意見、要望等のまとめ》 《管外行政視察について》		

※ 第32号議案は、「説明、質疑」までを行い、第33~38号議案は、「説明、質疑、討論、表決」を行います。終了次第、次の部に移ります(前の部は退席します。)

※ 請願・陳情、報告事項の関係部署は、改めて出席してください。

審査日程	所管部等名	審査区分（青字：委員会、赤字：分科会）
3月17日(火) 13:00～ 第2委員会室	【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課 【市民生活部】 市民課 生活環境課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【各振興局】 市民福祉課 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 個別に説明・質疑・討論・表決 </div> <ul style="list-style-type: none"> ●報告第1号 専決処分したものの報告について 専決第1号 損害賠償の額を定めることについて ●第11号議案 豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第12号議案 豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第13号議案 北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第14号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について ●第15号議案 豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について ●第17号議案 豊岡市立学校教育施設整備基金条例制定について ●第18号議案 豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例制定について ●第19号議案 豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について ●第23号議案 ㊦豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号） ●第24号議案 ㊦豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号） ●第25号議案 ㊦豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号） ●第26号議案 ㊦豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第5号） ●第27号議案 ㊦豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 個別に説明・質疑・討論・表決 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■報告第2号 専決処分したものの承認を求めることについて 専決第4号 ㊦豊岡市一般会計補正予算（第8号） ■第22号議案 ㊦豊岡市一般会計補正予算（第9号） <p style="text-align: center; margin: 10px 0;"> ・ ・ ・ ・ ・ 当局職員退席 ・ ・ ・ ・ ・ </p> <p>《閉会中の継続審査の申し出について》</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">《報第2専第4、第22号議案：分科会審査意見、要望等のまとめ》</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">《報第1専第1、第11～15・17～19・23～27号議案：委員会審査意見、要望等のまとめ》</p>

※ 全部署とも13:00開始で、第22号議案の審査終了をもって、全部署退席とします。

令和2年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 報告第1号 専決処分したものの報告について
専決第1号 損害賠償の額を定めることについて
- 第11号議案 豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12号議案 豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13号議案 北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15号議案 豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第17号議案 豊岡市立学校教育施設整備基金条例制定について
- 第18号議案 豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19号議案 豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第23号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 第24号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
- 第25号議案 令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 第26号議案 令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第27号議案 令和元年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 第33号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 第34号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算
- 第35号議案 令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度豊岡市診療所事業特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 報告第2号 専決処分したものの承認を求めることについて
専決第4号 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）
- 第22号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）
- 第32号議案 令和2年度豊岡市一般会計予算

文教民生委員会名簿

2020.03.17

【委員】

職名	氏名
委員長	西田 真
副委員長	田中 藤一郎
委員	井上 正治
委員	上田 伴子
委員	清水 寛
委員	竹中 理
委員	福田 嗣久

7名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	生活環境課長	今井 謙二
生涯学習課参事	上田 健治	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課長	米田 紀子	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
文化振興課参事	小川 一昭	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
スポーツ振興課長	池内 章彦	但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

8名

8名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	宇川 義和
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	橋本 明宏
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	川端美由紀
健康増進課参事	浅田 英稔	こども育成課長	木下 直樹
健康増進課参事	村尾 恵美	こども育成課参事	山根 哲也
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	山本加奈美

10名

11名

【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計45名

文教民生委員会重点調査事項

2019. 11. 18

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について

午後0時58分開会

○委員長（西田 真） 皆さん、改めまして、こんにちは。

きょうは、文教民生委員会の2日目ということで、皆さん方にお集まりいただきました。

最近は新型コロナウイルスで、皆さん方もいろいろと大変危惧されていると思います。きのう、私、兵庫県で78人というのが出ましたけど、きのうです、おとついで現在で78人、きのう現在で82人というような報告もありまして、まだまだ終息にめどが立たない状況が続いております。それでもまだ、子供たちは元気に小・中学校へ来て、非常に元気に、子供たちも保護者も非常に喜んでるところだと聞いております。これ以上広がらないように、特に但馬では出ておりませんので、但馬で出ないように、皆さん方もいろいろと用心をしていただきながら過ごしていただきたいと思っています。朝来のほうは、もうちょっと小・中学校休校みたいな感じになってますけど、ほかの但馬2市2町は元気に小・中学校出てますんで、皆さん方もいろんなところで配慮しながら、コロナウイルスも非常に気にかけていただいてやっていただきたいと思っています。

それでは、着座で進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

これより、付託・分担案件の審査に入りますが、本日は、別紙審査日程表のとおり、当局全部署に出席いただき、審査を行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の際は、必ず最初に課名と名字をお願いします。ほんで、発言の前には必ず手を挙げて、委員長と言うことも申し添えますのでよろしくお願いたします。

それでは、これより協議事項（1）番、付託・分担案件の審査に入ります。

それでは、報告第1号、専決処分したものの報告について、専決第1号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、恵後原課長。

○高年介護課長（恵後原孝一） 議案書1ページをごらんください。よろしいでしょうか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 報告第1号、専決処分したものの報告についてをご説明いたします。

本件は、市長に委任する専決処分手項の指定についての規定により、専決処分しましたので、地方自治法の規定により報告をするものです。

2ページをごらんください。専決第1号、損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。

本件は、交通事故による物損事故で、令和元年12月6日午後2時15分ごろ、豊岡市昭和町地内において発生したものです。

本年1月6日付で専決処分し、損害賠償額は2万9,700円で、相手方及び事故の概要につきましては、議案書及び事前配付の説明資料に記載のとおりでございます。

今回の事故は、高年介護課職員が公用車をバックで駐車する際に、後方確認や駐車時における危険予測など、安全配慮への意識のほうが不十分であったことによって起こったものです。

今後は、運転中の周囲に対する安全確認の徹底や危険予測をして、事故を未然に回避するなどの安全配慮意識の向上に努め、事故の再発防止に取り組んでまいります。

○高年介護課長（恵後原孝一） このたびは、大変申しわけございませんでした。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にご異議がありませんので、報告第1号、専決第1号は了承すべきことに決定しました。

次に、第11号議案、豊岡市立出石永楽館の設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

文化振興課、米田課長。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、132ページをごらんください。

第11号議案、豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、出石永楽館の運営委員会のあり方について、改めようとするものです。

134ページをごらんください。改正の内容は、運営委員会は市長の諮問に応じて設置することに改めるものです。附則で、この条例は公布の日から施行するものとしております。

135ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） 済みません、1点ちょっと確認をお願いしたいんですけども、指定管理という形で永楽館をされていますので、今回の市長の諮問ということがなぜなのかなという疑問が1点と、もう一つは指定管理の自由度というのを奪うようなことにならないのかなという、その2点についてちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） 市長の諮問をなぜ今回つけたということなんですけれども、この条例ができました当初から、開館と同時に永楽館は指定管理者施設としてオープンいたしております。あわせて利用料金制をとって、管理運営に当たっていただいております。

条例上では運営委員会を置くとありましたが、今まで会館から安定した経理運営を行っていただいておりますので、特に審議する事項もなく来ておまして、運営委員会を設けていなかったというのが

実情でございます。

今後、大改修ですとか、いろんな不測の事態が起きたときに、必要に応じて開くようにちょっと改めさせていただくというものです。

ですので、ご質問のような指定管理者施設に対して、自由度を奪うような運営委員会というような考えはいたしておりません。以上です。

○委員長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） 今お聞きしまして理解できました。ほかにもいろいろと指定管理の施設は、市もたくさん持っておられますし、できる限り自由度を妨げるようなことにならないようにというのは、いろんなところで配慮していただけたらと思います。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案、豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生活環境課、今井課長。

○生活環境課長（今井 謙二） 136ページをごらんください。第12号議案、豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

本案は、豊岡市立霊苑における管理料の引き上げ並びに使用料及び管理料の徴収及び還付に係る規定の整備を行うため、改正しようとするものです。

138ページをお願いします。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容ですが、(1)で永代使用料は一括して徴収すること、管理料は3年分を限度に前納で徴収すること、(2)で管理料の還付の額の算出方法について定めています。また、(3)で1平方メートル当たりの年額の管理料について、西霊苑にあつては400円を420円に、東霊苑にあつては500円を520円に、それぞれ20円引き上げることとしています。

2の附則ですが、(1)で施行期日を本年4月1日からとすること、(2)で経過措置を定めています。

なお、139ページ、140ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案、北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課、原田課長。

○社会福祉課長(原田 政彦) それでは、141ページをごらんください。北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

143ページの条例案要綱のほうをごらんくだ

さい。

改正の内容につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるものでございます。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行することとしております。

内容につきましては、144ページの新旧対照表をごらんください。

説明は以上でございます。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、恵後原課長。

○高年介護課長(恵後原孝一) それでは、議案書の145ページをごらんください。第14号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、令和元年6月議会定例会で議決をいただきました、低所得者の介護保険料軽減強化による保険料率の減額賦課につきまして、令和元年度から引き続いて、軽減割合の上限を適用し、令和元年度以降に段階的に実施する予定にされていた最終段階としての、令和2年度の介護保険料率を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

事前に配付しております、右肩、第14号議案説明資料をごらんください。

令和元年6月の本委員会でもお配りをさせていただいた資料と同様のものになりますが、これで介護保険料設定の概要と低所得者の軽減強化につきまして、ご説明をいたします。

1枚目、A4横長で左上にイメージ図と書いてある資料をごらんください。この図は、第1号被保険者にご負担いただく介護保険料の基準額に対する各所得段階別保険料の設定につきまして、全体をイメージしたものです。横軸は、所得段階区分で、図の下側に記載しておりますように、本市では本人所得及び本人とその世帯の住民税課税状況によりまして、10段階の区分としております。縦軸は所得段階別の介護保険料率を算定するとき使用する基準額に乘じる標準割合を示しております。表の真ん中あたりに記載の第5段階を基準にいたしまして、各段階の負担能力に応じた応分負担の保険料をお願いする仕組みとしております。図では、各所得段階の本来の標準割合を黒色実線の棒グラフで示しをさせていただいております。

次に、低所得者の軽減強化措置についてです。令和元年6月の本委員会でも説明してございましたように、国のほうは、この軽減強化の財源は消費税率引き上げによる増収分の一部を充てることとしております。また、介護保険の制度保持のため、第1段階から第3段階までの住民税非課税世帯の第1号被保険者につきましても、保険料を負担し続けられるよう、最終的な標準割合を各段階ごとに開差的に3割まで引き下げる考えを示しております。

そして、令和元年度の軽減割合の上限を定める際には、令和元年10月以降の消費税率引き上げによる財源で、低所得者の介護保険料軽減を拡充するものであるため、令和2年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に設定しております。

これを受けて、本市では政令に定められた軽減の上限割合を適用して、令和元年度以降の保険料率を定めました。図でいいますと令和2年度以降の完全実施の標準割合の位置が赤色の太字線でお示し

せていただいた分です。それから、その下げ幅の半分に当たる赤色、太い破線のほうですが、これが現在の標準割合となります。

今回、令和2年度の保険料率の改正につきましては、まだ令和2年度の軽減割合の上限を定める政令の公布はありませんけれども、令和元年12月に厚労省のほうの事務連絡で政令案が示されているところでもありますし、令和元年度からの軽減強化の継続であり、令和2年度が消費税率引き上げの影響が満年度化することから、予定されている軽減の上限割合を適用した標準割合で算出した保険料率で条例を改正し、この政令の改正を待って施行することで、軽減該当者の方に事務の対応のおくれから一時的にでも過度な負担を求めることがないように、保険料賦課事務を進めたいと考えておるところでございます。

2枚目をごらんください。この表は、豊岡市老人福祉計画第7期介護保険事業計画の199ページに掲載の所得段階別保険料をもとに作成しております。

今改正で、保険料の軽減強化を行うとする対象者は、太枠で囲った部分で、右端の参考欄に令和元年12月時点の対象人数を掲載していますように、今回の軽減強化の対象者は第1号被保険者の約33%に当たる8,700人強の見込みでございます。

具体的な介護保険料率賦課額ですけれども、そちらにつきましては、年度別賦課のR2（予定）の欄にありますように、第1段階を2万2,140円、第2段階を3万3,210円、第3段階を5万1,660円とするものです。

資料の説明は以上です。

それでは、議案書に戻りまして、147ページをお願いいたします。改正の内容について、条例案要綱によりご説明いたします。

第3条関係で、第1号被保険者のうち生活保護受給者、市民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者等の低所得者に対し、その所得段階に応じた令和2年度の介護保険料の軽減後の賦課額を定めています。

次に、附則第1項で、この条例の施行日につきましては、軽減に要する財源確保のため、政令の公布を待つ必要があることから、この一部改正条例の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日としております。附則第2項で、経過措置として、改正後の条例第3条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料は、なお従前の例によることとしております。

なお、148ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高年介護課長（恵後原孝一） 続いてでよろしいですか。

○委員長（西田 真） どうぞ、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 続きまして、第15号議案ですけれども、149ページをごらんください。豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明をいたします。

本案は、条例制定の根拠として引用しております、介護保険法の条例が法の一部改正によりまして移動したため、所要の改正を行おうとするものです。

151ページをお願いします。改正の内容について、条例案要綱によりご説明いたします。

第1条及び第2条関係で、介護保険法から引用する項番号を改めることとし、附則のほうで、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、152ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第14号議案及び第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案及び第15号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案、豊岡市立学校教育施設整備基金条例制定について、ほか1件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課、永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 156ページをごらんください。よろしいでしょうか。第17号議案、豊岡市学校教育施設整備基金条例制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、旧森本中学校の跡地の財産処分の承認が1月10日におりまして、それを受けて学校施設整備に要する資金に充てることを目的とした基金を、公共施設整備基金とは別に新設する必要があるために、ご提案するものでございます。

続きまして、158ページをごらんください。条例の内容につきましては、条例案要綱につきましてご説明をさせていただきます。

1の設置につきましては、学校施設整備に要する資金に充てるためということで、学校施設の建設等に限定した基金というものをつくる必要があるために設置するものでございます。

2の積立額につきましては、後ほど補正と申しますか、ご説明をさせていただきますが、今回2,907万4,000円の補正額をご提案させていただいておりますので、後ほどご議論をいただきたいと思っております。国への返還相当額は750万円ですので、それ以上の額を積む必要があるということで、今回、提案をさせていただいております。

3の管理から5の運用につきましては、市の他の基金と同じような考え方にしておりますので、ごら

んいただきたいと思います。

6の処分につきまして申し上げます。こちらのほうは、先ほど申しましたとおり、学校施設を整備する必要があったときのみ処分することができるということになりますので、今回、森本中のものを積みみますし、他の例えば廃校があって売買ができたというものは、この基金に積むということになるということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課参事（橋本 明宏） 私からは、第18号議案についてご説明をさせていただきます。

資料は159ページをごらんください。第18号議案、豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明をいたします。

本案は、文化財保護に関する職務権限を教育委員会から市長に移管することに伴い、豊岡市文化財保護審議会を設置等に係る規定を整備しようとするものでございます。

内容は162ページの条例案要綱によりご説明をいたします。

まず（1）でございます。文化財保護に関する事務について、市長が管理し、及び執行するために必要な規定の整備をするものでございます。

次に、（2）でございます。豊岡市文化財審議委員会を豊岡市文化財保護審議会とし、文化財保護法に規定する地方文化財保護審議会と位置づけるものでございます。

（3）につきましては、審議会の組織及び運営に関する必要な規定の整備をするものでございます。

また、附則では、この条例を令和2年4月1日から施行することと、経過措置を定めてございます。

詳細につきましては、163ページから168ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧をお願いいたします。以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） 今回出されているところで、

もう一つ理由が、何で市長にされるのかと、どこからこういった発案か出てるのか、この2点、よろしくをお願いします。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課参事（橋本 明宏） 今回、教育委員会から市長部局に移管するということでございますが、文化財保護条例、それから、少々お待ちください、今回あわせて豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例ということで、あわせて条例を改正させていただいておりますが、文化財保護法の改正がございまして、まちづくり、観光など、他の行政分野と一体的な取り組みを推進しやすいようにということで、市長部局への移管が可能となったという流れが、昨年でございます。昨年の4月1日に法が施行されておまして、昨年は教育委員会のまま経過しておったんですけれども、この4月、来年度の4月からその法改正の趣旨にのっとり、教育委員会から市長部局に移管するという方向になりました。

○委員長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） 豊岡市ではそういう必要性があるからされるということですか。もう一つよくわかんないんですけど。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） 豊岡市におきましては、何年だったかな、平成26年に、まずスポーツに関することと文化に関することを市長部局のほうに移管するという、職務権限の特例の条例制定を行っております。そのときから、実態として、文化の振興に関することにつきましては、まず市長部局のほうで行っていたということがございます。そのときは、その中の文化財の保護に関することは、教育委員会の権限から職務権限の特例によって、市長部局に移管することができませんでした。その後、2019年に法改正がございまして、市長部局のほうに、その文化財の保護に関することも移管することができるような法改正が行われました。それとあわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正をされたという経過がございます。

その根底にあるものが、やっぱり文化財についてはもちろん保存も大切なんですけども、まちづくりのほうの分野と一体的に行うことによって、さらに、この文化財の保護と活用を一体化、それをまた例えば観光とか、ほかのまちづくりにも生かせるということで、このような法改正が行われたということを書かれておりました。

それからその後、2019年の6月になります。第9次地方分権一括法というものが施行されました。その中で、またさらに博物館やそれから図書館につきましても、市長部局のほうへの移管が可能となるような法改正が行われました。それにつきましては、図書館はもう既に豊岡市のほうは職務権限は教育委員会にあるんですけども、事務のほうは市長部局のほうに補助執行ということで、部でいいますと地域コミュニティ振興部のほうに補助執行を行っていただいているということがございますので、あわせてそれについても、今回の職務権限の特例に関する条例の一部改正で移管をしたということになっておりまして、教育委員会のほうの権限にあるものを移管、今回は法改正に合わせてさせていただいたということがございます。

○委員長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） 要は国の方針が変わったんで、豊岡も変えるというような部分になると思うんですけども、文化財的な部分というのは非常にデリケートな部分があって、そういった、これまで守られていた部分というのは担保はある上での話っていうふうに理解すればよろしいですか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） 職務権限のほうは移管はさせていただきますけども、今までどおり、文化に関することにつきましても、もちろん教育と一体的に行わせていただく。例えば子供の文化に関する事業なんかもございますので、今後も同じ市役所の中で連携をとりながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） わかりました。ただ、本当に

文化っていうのは、ある意味、聖域な部分もあるかと思います。やっぱりそういった部分を市長の考えによって、事ががらごら変わるようでは、これまた、いろんな意味合いで、今後考えた中で非常に難しい面もあるのかなと。ある意味、教育委員会等々の中で、組織の中で守られてるといふような部分というのも、やはり必要性はちょっと感じるのかなというふうに思いますので、その辺は私どももしっかり今後見詰めていきたいなというふうに思います。意見です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 私もちよっとこの今回の文化財保護のことにに関して、文化方面のことにに関して、市長部局のほうにかかわることについては、先ほど田中委員が言われましたようなことで、ちょっと疑問に思っております。

これからも、この子供たちの文化のことにに関しては、いろいろとしていくことには変わりはないという説明ではありましたが、教育委員会に置いておくことと、市長部局に置いておくこととはやはり違ってくるんじゃないかなという危惧を私も持ちます。なので、やはり教育委員会のほうに、部局のほうに置いておく、今までのやり方を守っていただきたいなという思いがしておりますが、どうでしょうか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） 今までと同じように、文化財保護だけが教育委員会残ってございましたけども、それについては、しっかり教育委員会としても見ていきたいというふうに考えておりますし、さらに今後も子供たちへの文化財についての勉強も含めて、それから、文化財を生かしたいろんな取り組み等につきましてもさせていただきますというふうに思っているところです。

ただ、もう以前に文化に関することというものが、もう既に市長部局のほうに移管をさせていただいておりましたので、それを今回さらに一体とすることによって、もちろん文化財というのは保護というのがとても大切にはなってはまいりますけども、そ

れをいろんな方に知っていただくということもとても大切で、やっぱり知られないとなかなか存在すら認めていただけないというところもございますので、何とかそれを一体として進めることによって、保護と活用と一体で、例えば観光で訪れる方にも見ていただく、知っていただく。やはりまずは知っていただくということがとても大切だと思っておりますので、今回の移管によって、それがさらに進むことを願っています。以上です。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 何かもう一つ胸にぴんとこないんですけれども、別に市長部局と教育委員会は協力しながらやっておられるんだから、何もわざわざ、今、そういうところに持っていかななくてもいいんじゃないかな、今までどおりで、そういう観光に来られる方にも知っていただくというようなことは、今のままでも十分できるんじゃないかなという思いがしますけれども、どうでしょうかね。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 出石地域の方からご意見をいただいたことがありまして、実際に指定管理を受けてらっしゃる施設で、もう少し出石の観光を周遊的に使いたいというようなことをおっしゃる方があって、そうした場合に、条例の制約があって、活用にやっぱり制限があるというようなことが、1つ、ご意見がありました。

もう一つ、出石永楽館も、あれ、文化財の施設ではありますけれども、豊岡市の設管条例の中で、国の法に基づくというようなことが特にありませんでしたので、平成26年度のときに、文化と一緒に、それは移管がされております。ですから、活用としては永楽館は既にそういう形で動いておりますし、たまたま今回は歴史博物館につきましては、文化財保護法だったかちょっとあれですけど、そのあたりの制約を解除して、そういうふうに持っていこうというものでございますので、ますますそういうことに活用といたしますか、観光とかいろいろな部分で活用できるというふうには、広がるのではないかとこのように思っています。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっとわからないんですけど、ネックがあったというのは、どのようなことで、観光のほうに何ですか、広げることに對して何かの制限があったということですか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 設管条例の中に、やはり文化財保護というようなことがありますので、その目的に応じた使い方というものの制約があるということだと思いますけども、そこから、例えば施設の中で、例えばですけども、ちょっとした喫茶のようなことをしようと思えば、目的が少し変わってきますので、制約があるというようなことだというふうに思っています。これは1つの例でございます。

○委員長（西田 真） よろしいか。
上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっとわかったような、わからないような。よろしいです、もう。

○委員長（西田 真） 井上委員、よろしいか。ほかの条例でもいいですけど、今、17と18です。どっちでもいいです。
井上委員。

○委員（井上 正治） 第17号議案について、ちょっとお尋ねしたいと思いますけども、旧森本中学校の関係で、教育施設整備基金の条例の変更をされるということが出てくるんですけども、この積立金はこれで可能ですかね。その後の運用の方向性だとか、積み立てだとかというものが、どのようにお考えなのか。例えば公共施設マネジメントだとか、学校の施設整備計画だとか、さまざまところに絡んでくると思うんですけど、その辺との兼ね合いということも含めましてご説明いただけますでしょうか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） あくまでも、この基金につきましては学校整備というものが出来たときに、取り崩すでありますとか、他校で廃校になったものを売却できましたものにつきましては、この基金に積み立てるといったようなこととなります。

それから、毎年、この基金の運用状況につきましては、県が監督といたしますか、そういう報告をするようなことになっていきますので、基金の利息もそうですけれども、限定した使い道であるものを、国とくに報告しながら、市のほうもそれをルールに従って報告等をやって管理していきたいというふうに思っています。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） この基金については全て県ですか、国ですか、の管理下にあるというふうに考えたらいいんですか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） これは、文部科学省に1年に1回、報告というようなことをするものになっていますので、国への報告ということでお願いします。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） それから、今後、今、先ほど言われたように、例えば例として他校が跡地が出て、それにかかわって収入が発生したら、ここに積み立てていくというふうなことで、使用についてですけど、これを、基金を学校整備に充てるとされてますけれども、どのような方向でどのようなときに具体的にご使用が可能なのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） こちらにつきましては、現在のところ、具体的な計画はございませんけれども、例えばですけども、大きな施設改修でありますとか、大規模の改築でありますとか新設、そういったものには使えるというふうには思っています。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） といいますのは、結局、国に返還をしなくてもいいけれども、学校教育施設整備基金として積み立てることはいいですよということの中で、国からのある程度制限も受けながら、報告義務が出てきて、公共施設マネジメントとの兼ね合いもあると思うんですけども、言ってみれば、学校整備のことにかかわる整備基金しか使えないということの中、何か使い勝手が非常に限られてる

ような感じもするんですけども、国に返さなくていいという部分での、言ってみれば、豊岡市としてはまあまあよかったのかなという思いはしますけど、結構、国の制限が報告とか、いろんな義務が課せられるとか、結構制限があるかなと思うんで、後から積み立てた分の整備基金にしても含めて、やはり報告をしていくということになるのかな、その辺はいかがですかね。後から全て、これから将来的にも積み立てて、その後ずっと、言ってみれば、どっかルールで変わらない限り、ずっと報告、国に、義務があるのかな、その辺はいかがですか。

○委員長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） ここは、基金の増額というの、途中で変わる可能性もありますし、毎年1回、これ、基金を処分しない限りはずっと続くものというふうに考えております。今回の竹野の事案につきましては、グラウンドと建物があるわけですけども、建物につきましての返還相当額は出ておまして、その部分についての積み立てということでご理解いただきたいと思います。

例えば、今後、土地の部分が出ましたとしても、その部分については基金に積むということではなく、それは国に返す必要があるというようなことが書かれておりますので、場所によってはそういう事例もあるということですし、無償譲渡の場合はそういった返還自体はないというふうに聞いておりますので、その事案ごとに積み立てするものとそうじゃないものというものが出てきますが、今回についてはそのようにしたいというふうに思っております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 詳しいルールというのが、それぞれで、その分でないといけないもんがあるんですけど、市としては非常にありがたいことであつたというふうに思ってます、有効活用していただいて、今後の使用のあり方についても、しっかりとまた、詳しいことがわかれば議会のほうにも示していただいて、有効に活用していただきたい

というふうに思います。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第17号議案及び第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案及び第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案、豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

こども育成課、木下課長。

○こども育成課参事（山根 哲也） ああ、山根でございます。

○委員長（西田 真） 山根さん、はい、失礼。

○こども育成課参事（山根 哲也） まず最初になんですけども、昨日の委員会におきまして、上田伴子議員よりご要望がありました資料で、2020年度当初予算に係る園の人員費の内訳については、机上配付をさせていただいておりますので、ご清覧をいただきたいというふうに思っております。

また、昨日の委員会におきまして、同じく上田伴子議員からご質問がありました、小規模保育事業所の保育料の収入についてでございますけども、市で収入しているというふうに改めさせていただきましたが、こちら、私立認定こども園同様、各園にての収入となっております。おわびして訂正をいたします。申しわけありませんでした。

それでは、169ページをごらんください。第19号議案、豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例制定について、ご説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準のうち、従事する者の基準が、従うべき基準から参酌すべき基準に改正されたため、市の基準を改正しようとするものでございます。

171ページをごらんください。条例案要綱によりご説明をいたします。改正の内容は、放課後児童支援員となる職員に必要な知事または指定都市の長が行う研修の修了の要件を、採用から2年を超えない日までに研修を修了する予定者を含む要件とするために、必要な読みかえをするものでございます。

現在は、この研修を修了していない者であっても、保育士、教員等の基礎資格があれば、放課後児童支援員とみなすことが可能とされる経過措置があり、この経過措置が2020年3月31日に終了することから、2020年度以降の人材確保に支障が生じることが見込まれるため、改正をしようとするものでございます。

そして、その期間を2年としましたのは、但馬地域での研修の開催が隔年実施の見込みであるため、但馬地域での受講機会を考慮しまして、採用後2年とするものでございます。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

172ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業会計特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 議案書の300ページをごらんください。第23号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億433万8,000円を追加し、予算の総額を90億1,922万3,000円とするものです。主な内容としましては、保険給付費の見込み額や補助金の確定に伴うものであります。

321ページと322ページをごらんください。歳入補正予算総括表により、ご説明いたします。

総務費の一般管理費15万4,000円の増は、人件費を増額するものであります。

次に、保険給付費2億8,700万円の増は、医療費の伸びが当初の見込みよりも上昇したことにより、療養給付費並びに高額療養費を増額するものであります。

次の国民健康保険事業納付金は、一般会計から保険基盤安定繰入金の減額等に伴う財源更正であります。

次に、保険事業費86万4,000円の減は、人件費を減額するものであります。

次に、基金積立金970万円の増は、決算見込みにより増額をしております。

最後に、諸支出金834万8,000円の増は、保険給付費等交付金の償還金として600万円、資母診療所の赤字補填に係る繰出金として234万8,000円をそれぞれ増額するものです。

1ページ戻っていただきまして、319ページ、320ページをごらんください。歳入補正予算総括表によりご説明いたします。

国民健康保険税4,690万3,000円の増額は、収納率のアップ等を見込んだものであります。

使用料及び手数料20万円の減額は、決算見込みによるものであります。

次の県支出金の2億8,300万円の増は、歳出で保険給付費が増額すると説明しましたが、その増額に伴い、県からの普通交付金の増額をするもの、また、決算見込みにより、特別交付金を減額するものであります。

次の繰入金2,126万5,000円の減につきましては、一般会計から基盤安定繰入金等を決算見込みにより減額するものであります。

最後に、諸収入の410万円の減額につきましても、決算見込みによるものです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、浅田参事。

○健康増進課参事（浅田 英稔） それでは、議案書の323ページをお願いいたします。

第24号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）について、ご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ

れ134万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8,947万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

332、333ページをお願いいたします。まず、歳出ですが、総務費について人件費を減額しております。

戻っていただいて、330ページ、331ページをお願いいたします。歳入については、決算見込みから繰入金を減額をしております。

説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第24号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案、令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 議案書の335ページを

ごらんください。第25号議案、令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,880万5,000円を減額し、予算の総額を12億5,149万3,000円とするものです。

334ページ、335ページをごらんください。

歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金1,880万5,000円の減は、決算見込みによる保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

次に、歳入をご説明します。342ページ、343ページをごらんください。保険料685万3,000円の増は、決算見込みによる現年度分特別徴収と滞納繰り越し分の増額、現年度普通徴収の減額によるものであります。

次に、繰入金2,570万8,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の決算見込みによるものであります。

最後に、諸収入5万円の増は、保険料徴収に伴う延滞金を増額するものです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案、令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、恵後原課長。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、346ページをごらんください。第26号議案、令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,129万1,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を、それぞれ98億9,380万3,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書によりましてご説明いたしますので、359ページをお願いいたします。

まず、歳出ですが、このページの上段と中段の総務費の各項の減額は、人件費等執行見込みによるものです。

下段から、1枚めくって361ページ上段の保険給付費の介護サービス等諸費1億100万円の減額につきましては、第7期介護保険事業計画で、本年度4月から開設を見込んでいた事業所の施設整備におくれが出ておりましたため、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費について、不要の額が発生しますので、減額しようとするものです。

続いて、少し飛んでいただきまして、365ページ、中段の地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費1,210万円の減額につきましては、主に次ページの説明欄の1行目、支え合い通所介護事業費及び5行下がったところの支え合い生活支援サービス事業費の減額によります。これにつきましては、利用者がふえてきてはおるんですけども、見込みよりも少なかったため、事業費、実績の見込みにより減額しようとするものです。

1枚めくっていただきまして、367ページお願いいたします。上段の包括的支援事業、2事業費の329万円の減額につきましては、次ページの説明欄の3行目になります。成年後見制度利用支援事業で、利用を必要とする対象者が少なかったため、実績見込みにより減額をしようとするものです。

このほか、各種事業費等の実績見込みにより増減をしようとするものです。また、歳出で補正額のない各種サービス給付費等につきましても、国県の内示額等に基づきまして財源更正をいたしております。

戻っていただいて、353ページをお願いいたします。歳入ですけれども、このページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金から355ページの繰入

金の各項の増減につきましては、国県の負担金については内示額によりまして、それ以外のものにつきましては、歳出の実績見込みから算出した歳入見込み額により、補正をいたすものです。

また、357ページの諸収入の増額は、実績見込みによるものです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第26号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案、令和元年度、豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、浅田参事。

○健康増進課参事（浅田 英稔） 議案書370ページをお願いいたします。第27号議案、令和元年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ508万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億8,116万円とするものです。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

384ページをお願いいたします。まず、歳出ですが、豊岡休日急病診療所費から388ページの但東歯科診療所費まで、それぞれ決算見込みによりまして、人件費及び医療費の減額を行うものでございます。

戻っていただいて、378ページをお願いいたします。歳入ですけれども、豊岡休日急病診療所は、診療収入を増額し、一般会計繰入金を減額をしております。森本診療所は、診療収入及び一般会計繰入金、1枚めくっていただきまして、380ページの県支出金及び市債をそれぞれ減額をしております。神鍋診療所は、一般会計繰入金を減額をしております。高橋診療所は、診療収入及び、1枚めくっていただきまして、382ページの県支出金をそれぞれ増額し、一般会計繰入金を減額をしております。但東歯科診療所は、診療収入を減額し、一般会計繰入金を増額をしております。

説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩いたします。再開は午後2時15分。

午後2時03分 委員会休憩

午後2時15分 分科会開会

○分科会長（西田 真） それでは、ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

次に、報告第2号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第4号、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局の説明は、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせ

ください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、説明願います。

はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 議案ナンバー1の27ページからになります。

まず、41ページ、歳出からご説明を申し上げます。今回、専決申し上げますのは、文部科学省が5年間でGIGAスクール構想といいまして、国の経済対策として全国小・中学校のICT化を一気に進めようという狙いがございます。これまでも、地方交付税措置でされておりましたですけれども、地方交付税ということで使い道が限定されていませんでしたので、全国の自治体間で整備するところと整備しないところの格差がありましたので、今回、国が補助金をつくって、全国一斉に一気にICT化を図ろうということが狙いになっています。

41ページの一番下の部分をごらんください。まず小学校の管理費になります。こちらにつきましては、小学校29校のうち28校に係ります通信ネットワーク、まず、端末を整備するまでに通信ネットワークの高速化を図ろうということで、LANケーブルの高速化の配線と、それから、スイッチングハブといいまして、中継するような機器を高速化するものに対応したものを整備するというところでございます。

先ほど申しました28校につきましては、奈佐が統合するというところで決まっておりますので、奈佐以外の28校というふうをお願いしたいと思えます。

それから、港地域で港東、港西の課題がございまして、まだ学校の位置が確定しておりませんので、確定次第、この制度については精査して、補助金交付申請等を実施するかどうかも含めまして進めたいというふうに思っています。

続きまして、43ページになります。こちらは中学校9校に係る設計と、それから整備工事に係る予算でございます。

次に、歳入でございます。ごめんなさい、37ページ、国庫支出金になります。小学校の補助金1,800万円余りと中学校の補助金です。こちらは、整備費の2分の1というふうになっています。

39ページをごらんください。今度は、残りの2分の1の部分につきましては、公立小学校整備事業債、それから、中学校整備事業債を上げております。

続きまして、30ページになります。令和元年度の補正予算ということで上げておりますので、繰り越して翌年度で工事にかかりたいというふうに思っています。以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中 理） 済みません、先ほどの校内ネットワークLANですけど、これはWi-Fiとかはまだ全然、LANケーブルだけの、このハブだけの、そこまでは、Wi-Fiまでは考えておられないんですか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 通信環境の改修ということで、現在のところはLANケーブルの更新、スイッチングハブの更新ということになっております。

○分科会長（西田 真） 竹中委員。

○委員（竹中 理） 専門的なことはあれですけど、今度、5Gとかそういうふうな対応されてるんか、それになると、また整備しないといけないですけど、その辺はどうでしょうか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 済みません、5Gにつきましては、どういうんでしょうか、こういうネットの部分と違いまして、通信会社が、携帯電話の関係の高速化というふうに思っております、こちらは、今、110メガビットっていうんですかね、部分を1ギガまで上げるというような作業に対応した配線になるというふうに聞いております。

○委員（竹中 理） まあまあいいです。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（竹中 理） オーケーです。

○分科会長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） 今後、ICT化が図られた後、豊岡としてはどういうふうな方向性に持っていられるのか、そのあたりはいかがですか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 5年間の計画というところで、まず配線を進めたいと思っています。ただ、国が進めようとしてます1人1台ということになりますと、補助があるうちはいいんですけども、次の更新のときに市の負担が大きくなりますので、今後どのようにするかというのが、ちょっとまだ方針は出ておりませんので、5年間の中でどのように整備するかというのを考えていきたいというふうに思っています。

○分科会長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） ただ、時代的に言いますと、5年後に今言われてるようなことが、ややもしたら時代おくれっていうふうな状況が考えられるのと、やはりこういった最新のやつっていうのは、よりスピード感を持ってやらないと、ある意味、ほかの地域との格差、教育の格差が生まれると思うんですけども、そんな悠長なことを言っていて大丈夫ですか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 現在でも小・中学校につきましては、定期的なパソコンの更新というものをしておりますので、その部分で今に合ったものを導入したいというふうに思っておりますが、今回の部分につきましてもそうですが、6年後の児童数を見ましても、800人弱の児童数が減ってくるというようなことがありますので、今、そろえたところは6年後には当然使えなくなるということもありますので、今おっしゃられたようなことも踏まえて、どのようなことが、今、子供たち求めるICT環境なのかということも含めて、中では議論したいというふうに思っています。

○分科会長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） それが5年ではやっぱりスピード感が遅いので、1年ぐらいな感じのスピード感

を持ってやっていただきたいというふうに思います。意見で。

○分科会長（西田 真） よろしいか。ほかにありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、専決第4号は承認すべきものと決定しました。

次に、第22号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、所管に係る歳出、続いて歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の順で一氣に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明の後、一括して行いたいと思います。

まず、地域コミュニティ振興部からお願いします。

はい、どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 資料は222ページをごらんください。

生涯学習課が所管します予算案のうち、主なものを説明させていただきます。

説明欄の上から3つ目の枠のところでございますが、基金管理費、こちら、財政調整基金積立金332万円ですが、こちらは子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭のためにいただいた寄附金を積み立てるものでございます。

さらにその5つ下になります。金額は小さいんですが、植村直己顕彰基金積立金、こちらは冒険館だよりを送付しております方からのご寄附を積み立てるものでございます。

続きまして、資料は280ページをごらんいただきたいと思います。上の枠の中ほどでございますが、

植村直己冒険館管理費でございますけども、こちらのほうは機能強化事業に伴いまして、冒険館が昨年末で閉館しましたもので、そちらによります不用額を減額しようとするものでございます。

さらに、その下の植村直己冒険館機能強化事業費でございますが、こちらのほうは、設計建設モニタリング業務、こちらのほうが実は特別目的会社で、今、設計作業を行っているんですが、そちらが若干おくれぎみで年度内に完了しないということでしたので、一部繰り越しをしようとするもの、減額するものでございます。

済みません、訂正させてください。済みません、植村直己冒険館機能強化事業につきましては、先ほど説明した内容、誤っておりました。申しわけございません。こちらのほうは、入札減による不用額を減額しようとするものでございます。申しわけございません。

さらにその下の枠の中ごろでございます。植村直己冒険館の事業費でございますけども、こちら閉館に伴います不用額を減額しようとするものでございます。

さらに、その3行下、日本冒険フォーラムの開催事業費でございますが、こちらは事業完了に伴う不用額を減額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。資料は200ページをごらんください。

上の使用料の欄の下から2つ目の欄で、社会教育使用料の一番下、植村直己冒険館入館料でございますけども、先ほど申し上げましたように、館が昨年末に閉館したことにより、減額しようとするものでございます。

資料は210ページをお願いいたします。中ほどの1、寄附金、1、一般寄附金でございますが、こちら先ほど説明させていただいたとおり、子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭にいただいた寄附金を増額しようとするものでございます。さらにその2つ下の植村直己顕彰基金につきましても、先ほど同様、冒険館だよりの読者の方からいただいた寄附を積み立てよう、増額しようとするものでござ

います。その一番下のページでございます。植村直己顕彰基金の繰入金でございますけども、こちらのほうは日本冒険フォーラムの不用額に対応した繰入金の減額でございます。

繰越明許費補正について説明をさせていただきます。

資料は187ページをお願いいたします。上の枠でございますけども、10、教育費のうち社会教育費、生涯学習サロン整備事業2,574万2,000円の繰り越しは、解体工事の着手がおくれたことによります解体工事の工事監理費、それから解体工事費、隣家調査費、地質調査費等になります。さらにその下、植村直己冒険館機能強化事業は、先ほど説明させていただいたとおり、特別目的会社のほうの設計作業がおくれて、その分を一部繰り越ししようとするものでございます。

次ページをお願いいたします。債務負担行為の補正について説明をいたします。下から3つ目でございますが、生涯学習サロンの整備工事の監理業務でございます。こちらのほうは、740万円に減額をさせていただいておりますが、こちらは入札減に伴うものです。さらに、その下の植村直己冒険館の設計建設モニタリング業務につきましても同様に、入札減によるものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、276ページをお願いします。276ページ、上の欄です。社会教育費総務費、費用弁償60万円の減額です。これは、市の芸術文化参与の旅費でして、不要となった分を減額しております。それから、その少し下で文化芸術創造交流事業費75万円の減額。

それから、280ページなんですけれども、280ページの美術館管理費及び美術館事業費ですが、こちらはいずれも決算見込みによる不用額の減額を行っております。

続いて、歳入です。200ページをお願いします。説明欄の真ん中あたりです。社会教育使用料のうち、日本・モンゴル民族博物館入館料、それから美術館

入館料の減額です。いずれも収入見込みにちょっと達しませんでしたので、減額を行っております。

続いて、204ページをお願いします。204ページの説明欄の上から5つ目の枠でございます。社会教育費補助金のうち、文化芸術振興費補助金142万円の減額です。これは、文化芸術創造交流事業の市全体の事業費に対する文化庁補助金の額決定によるものです。

文化振興課は以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） 市民会館所管の歳出予算について、ご説明させていただきます。

まず278ページをごらんください。中ほどより少し下をごらんください。旧出石文化会館管理費につきましても、精算見込みによる解体工事、実施設計、管理業務の委託料と解体工事請負費の減額です。同ページ、その下、市民会館等自主事業費は、精算見込みによる不用額の減額です。業務委託料の減額は、県民芸術劇場の採択を受け、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が費用の一部を負担したためです。

続いて、歳入です。212ページをごらんください。上から2行目をごらんください。公益施設整備基金繰入金について、文化振興課分の3,354万円の減額は、旧出石文化会館の工事費等精算による減額です。

216ページ、ごらんください。上から2行目、市民会館等入場料は、決算見込みによる減額で、県民芸術劇場補助の採択を受け、入場料の見直しを行ったためです。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 282ページをお願いします。スポーツ振興課所管事業の歳出予算につきましても、全て事業費の見込みによる減額になります。

続きまして、歳入ですけども、200ページをお願いします。中ほどの保健体育使用料、これにつきましても、歳入見込みによる減額をさせていただいております。

続きまして、218ページをお願いします。4枠目の保健体育施設整備事業債、神美台スポーツ公園の減額は、事業費見込みによるものです。

続きまして、187ページをお願いします。繰越明許費補正ですけれども、上から5枠目、豊岡総合体育館管理費498万3,000円を繰り越ししております。これは、豊岡市立総合体育館の長寿化計画策定業務委託事業ですけれども、老朽度調査工程において、総合体育館の利用者からヒアリングによる利用状況の把握、目視調査及びコンクリートコア抜きなど、施設管理者との調整も含めて作業に時間を要するために繰り越すものです。

続きまして、188ページをお願いします。債務負担行為補正です。一番下の城崎ポートセンター管理事業費ですけれども、事業費精算による限度額の補正です。

続きまして、190ページをお願いします。地方債補正です。一番下です。保健体育施設整備事業費、神美台スポーツ公園につきまして事業費見込みによる補正です。以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） それでは、市民課の補正予算の内容につきましてご説明いたします。

まず歳出からです。議案書の232ページをごらんください。下の表の上から5行目、戸籍住民基本台帳事務費365万3,000円の減は、決算見込みにより不用額を減額するものです。その9行下、個人番号カード交付事業費1,478万4,000円の増は、マイナンバーカード等の作成関連業務の委任業者であります、地方公共団体情報システム機構、J-LISとありますが、そちらへの交付金として支出するもので、国からの見込み額により増額するものであります。

次に、238ページをごらんください。一番上の国民健康保険事業特別会計（事業勘定繰出金）2,126万5,000円の減は、国保特別会計の保険基盤安定事業等の決算見込みにより、一般会計からの繰出金を減額するものであります。同じ表の下から6行目の乳幼児等医療費助成事業費500万円

の減額は、決算見込みによるものであります。その下の表をごらんください。下から3行目の後期高齢者医療事業特別会計繰出金2,570万8,000円の減は、後期高齢特別会計の保険基盤安定事業の決算見込みにより、一般会計からの繰出金を減額するものです。

次に、240ページをごらんください。下の表の下から7行目、児童手当給付事業費4,225万5,000円の減は、今年度の児童手当の給付実績に基づき減額するものであります。歳出については以上です。

続きまして、歳入です。200ページをごらんください。下の表の上から2行目の戸籍手数料42万9,000円の増、その下の住民基本台帳手数料33万5,000円の減、その下の印鑑証明手数料27万3,000円の減につきましては、いずれも決算見込みによるものであります。

次に、202ページをごらんください。上の表の上から2行目、国民健康保険基盤安定費負担金413万6,000円の減及びその5行下の児童手当負担金2,892万4,000円の減については、決算見込みにより、国の負担分を減額するものであります。次に、その下の表の上から2行目、個人番号カード交付事業費補助金1,478万4,000円の増、その3行下、個人番号カード交付事務費補助金374万3,000円の増については、いずれも国からの見込み額により増額するものであります。

次に、204ページをごらんください。一番下の表の上から1行目、国民健康保険基盤安定費負担金1,252万7,000円の減、その下の後期高齢者医療保険基盤安定費負担金1,928万1,000円の減、その4行下の児童手当負担金666万5,000円の減は、いずれも決算見込みにより県の負担分を減額するものであります。

最後に206ページをごらんください。上から4行目、乳幼児等医療費助成費補助金185万円の減額は、決算見込みによるものであります。以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○生活環境課長（今井 謙二） 226ページをお願

いします。上から3枠目の6行目、ごみの減量・資源化対策事業費につきまして、手数料は指定ごみ袋等の販売枚数がふえたため、その販売手数料を増額しております。業務委託料と補助金は決算見込みにより減額しております。

次に、228ページをお願いします。下から3枠目、防犯対策事業費です。このうち防犯灯整備費の補助金は、消費税増税前の需要が見込んだほど増加しなかったため、減額するものです。ほかの項目につきましても、決算見込みによる減額です。

次に、246ページをお願いします。一番下の行、じんかい処理事業です。主なものは、次のページの248ページ、上から4行目、北但行政事務組合への負担金を1,758万2,000円減額しております。これは、ごみ処理手数料と電力売り払い収入の増などによりまして、市町負担金が減額されたことによるものです。その他の歳出補正の事業につきましては、全て決算見込みにより減額補正するものです。

次に、歳入の説明をいたします。200ページをお願いします。一番下の枠のごみ処理手数料です。これは、指定ごみ袋の販売枚数が増加したため、1,060万円増額するものです。その下のし尿手数料は決算見込みによる減額です。

次に、214ページをお願いします。下の枠の下から3分の1のところ辺にある分ですが、事業負担金です。その中の豊岡最終処分場負担金と汚泥処理負担金につきましては、決算見込みによる減額です。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、歳出につきまして、主なものについてご説明をいたします。

236ページをお願いいたします。236ページ、下から6行目、特別障害者手当等運営対策事業費185万5,000円の減額についてです。これは実績見込みによる減額でございます。

続きまして、238ページ、上から2枠目の知的障害者福祉事業費206万6,000円の減額についてですが、これは強度行動障害地域生活支援事業

費として、2名、兵庫県のほうに申請をしておりますけれども、1名のみの採択となったため、1名分の県への負担金を減額するものでございます。その下の精神障害者福祉事業費554万7,000円の減額についてです。これは、利用者数の減に伴う実績見込みによる減額です。そこから、また5枠下の住居確保給付金支援事業費75万6,000円の減額についてですが、これ、当初13名を予定しておりましたけれども、実績見込みが3人分となったため減額するものでございます。

続きまして、240ページをお願いいたします。下から9行目あたりです。児童扶養手当給付事業費299万1,000円の減額についてです。これも実績見込みによる減額でございます。

続いて、242ページ、真ん中より下あたりでございます。

母子・父子福祉事業費の105万2,000円の減額とその下の母子生活支援施設措置事業費216万7,000円の減額についてですが、これも実績見込みによる減額でございます。

続いて、244ページ、一番上でございます。生活保護費4,033万6,000円の増額についてです。これにつきましては、高額な入院治療と高額な調剤が例年になく多くあったために、医療扶助費の不足分を増額するものでございます。

続きまして、歳入です。歳入につきましては、先ほど説明いたしました各事業費の減額及び増額に伴いまして、それぞれの国・県の補助率に合わせて、各負担金及び補助金を減額または増額しておりますので、個別の説明のほうは省略させていただきたいと思っております。以上でございます。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） 高年介護課におきましては、年度内におきます補助金等の支払い額が確定したものや決算見込みによる補正をしております。

まず歳出からです。238ページをごらんください。238ページの一番下、老人クラブ活動事業費から1枚めくっていただきまして、240ページ上

段の表における老人保護措置費までの事業費につきましては、申請件数等の減少、また増加による実績見込みから減額または増額の補正をしております。中で、ふれあいいいききサロンにつきましては、豊岡市社会福祉協議会が事業を実施して行政区262区とコミュニティ24カ所の補助金が交付されております。そのうちコミュニティが実施したものと、あとサロン設置7年目以降の128区における行政区が実施した分に対する助成分352万円を市から社会福祉協議会のほうへ補助しております。実績によりまして、10万円の減額をしております。同じくひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動奨励金につきましても、現時点で316の行政区から申請を受けて取り組みをしていただいております。実績により71万2,000円の減額をしております。

次に、歳入です。歳出で説明しました事業につきましては、国・県補助金のあるものにつきましては実績の見込みや交付決定額により、その補助金も減額しております。

主なものについて説明いたします。202ページをごらんください。202ページの上の表、4行目の説明欄ですけれども、低所得者保険料軽減負担金ですけれども、低所得者に対する介護保険料の軽減負担であります。最終的な実績見込みに合わせまして補正を行っております。今回、国庫補助の分としまして41万5,000円の増額補正と県補助分につきましては、1枚めくってもらいまして、204ページ、一番下の表の上から3行目、2万5,000円の増額補正を行っております。

1枚めくっていただきまして、206ページの上から9行目、人生いきいき住宅助成費補助金につきましては、補助金の当初件数を46件というふうなことで見込んでおりましたけれども、最終的に22件となりましたことから、実績に伴いまして県の補助金271万2,000円のほうを減額補正しております。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、224ページをお願いします。主なものについて説明させていただきます。

224ページの一番上、結婚・子育て推進事業費ですが、82万円のマイナスということで、これについてはハートリーフの関係で決算見込みにより減額するものでございます。

次に、244ページをお願いします。244ページです。大きな枠の2枠目です。総合健康ゾーン健康増進施設管理費から一番下のほうの歩いて暮らすまちづくり推進事業費まで、これらについては決算見込みにより減額としております。

次に、246ページ、次のページになります。

上から2枠目、予防接種事業費ですが、定期接種の対象者が少なくなったことや風疹の予防接種についても想定より少なかったため、ワクチン代、それから委託料について減額しております。歳出は以上です。

続きまして、歳入ということで、202ページをお願いします。下から2枠目、がん検診推進事業費補助金、妊娠・出産包括支援事業費補助金、緊急風しん抗体検査等事業費補助金については、決算見込みに基づきまして国費の補正を行っております。

次に、206ページをお願いします。上から5枠目になります。健康増進事業費補助金ですが、健診事業の事業見込みによりまして、県の補助金を減額するものでございます。

次に、188ページをお願いします。債務負担行為の分になります。変更の分で、上から3つ目に、すこやか市民健診業務とあります。これについては、令和2年度の当初予算に合わせるために減額いたしております。

健康増進課は以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 済みません、222ページをごらんください。歳出からご説明します。

財産管理費の中の基金管理費、下から4行目になります。枠の中の下から4行目、学校教育施設整備基金積立金2,907万4,000円でございます。

これは、先ほど申しました森本中学校の財産処分に係る部分を基金に積み立てようとするものでございます。その他、歳出の部分につきましては、実績見込みによる減額ということで省略させていただきます。

次に、歳入になりますが、ここはちょっと参考までにごらんいただきたいと思えます。210ページになります。

一番上の土地売り払い収入、これはほかの委員会で議論いただいておりますけれども、竹野振興局におきまして手続しております、森本中学校の土地の売り払いをここで受けて、基金のほうで積み立てるといような流れになっております。参考までにごらんいただきたいと思えます。その他、歳入につきましては実績確定によります減ということでございます。

次に、187ページをごらんください。

繰越明許費の補正で、真ん中あたりの変更になります。教育費の小学校費、学校施設管理費でございますけれども、ここは資母小学校の駐車場の用地を購入の手続が済みまして、土地の支払いでありますとか登記完了が年度をまたがるというようなことがありまして、今回、繰越明許で補正をさせていただいております。

続きまして、190ページをごらんください。地方債の補正につきましてでございます。真ん中から少し下の公立小学校整備事業費と公立中学校整備事業費につきまして、非構造部材とそれからブロック塀の関係の歳出予算の減に伴います補正ということでございます。以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） まず、歳出について説明をさせていただきます。子ども教育課分につきましては230ページからなりますが、全て不用額の精算による減額となっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入についてですけれども、子ども教育課分につきましては204ページからになります。これも全て執行見込みに伴う減額となっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

りますので、個別の説明は省略させていただきます。

最後に188ページをごらんください。債務負担行為補正についてです。変更の上から4つ目、通学バス運行管理業務についてですが、城崎、竹野中、福住、合橋の通学バスで、いずれも金額が確定したことによって減額するものになっております。以上です。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○子ども育成課長（木下 直樹） それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

270ページ中ほどをお願いしたいと思います。認定子ども園運営事業費です。この中で5行目ですけれども、自動車借上げ料ですけれども、これは竹野認定子ども園の宇日、田久日地区の通園専用車両でございますけれども、こちらのほうは対象者がなかったということで減額させていただいております。よろしいでしょうか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○子ども育成課長（木下 直樹） それから、その一番下でございます。補助金で保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業費でございます。こちらのほうは11月に県より募集がありまして、該当者があつたために予算措置するものでございます。対象者のほうは11名でございます。

それから、次に、274ページをお願いいたします。このうちの負担金の管外幼稚園入園委託費でございます。こちらの増額につきましては、管外の幼稚園に入園する園児の実績見込みによります委託負担金の増額でございます。3園3人分でございます。そのほかの歳出経費につきましては、決算見込みによります減額でございます。

次に、歳入でございます。198ページお願いします。下から2つ目の枠のところでございます。特定教育・保育施設利用者負担金、こちらのほうは保育料ですけれども、実績見込みによります減額でございます。

それから、次に、202ページお願いします。下から3つ目の枠でございます。児童福祉費補助金でございます。この中の延長保育事業費補助金から一

番下までがこども育成課でございます。こちらのほうは、最終の国への交付申請額と予算との差額について、補正させていただいております。

それから、次、206ページお願いいたします。4枠目になります。児童福祉費補助金、こちらのほうが県の補助金になりますけども、こちらのほうの2つ目でございます。ひょうご多子世帯保育料軽減事業費補助金でございますが、これは制度改正に伴います増額でございます。その枠の一番下、保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業費補助金につきましては、歳出のほうで説明しました県のほうの補助金でございます。この欄のそのほかの歳入につきましては、実績見込みと予算との差額を補正するものです。

そのほかの歳出の経費につきましても、実績見込みによります増額あるいは減額でございます。

次に、187ページお願いいたします。繰越明許費補正でございます。一番上の幼保対策事業費でございますけども、こちらは幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画でございますけども、策定期間のほうをこの3月から8月へ5カ月延期しましたことによりまして、その策定業務のほうを2020年度に繰り越すものでございます。

次に、188ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。変更のほうの5つ目でございます。認定こども園通園バス運行管理業務でございますけども、こちらは港認定こども園、竹野認定こども園の通園バスでございますけども、それぞれ額のほうが確定しましたことによります減額でございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 1点だけお願いします。上田です。

240ページで、児童手当の減額があったんですけども、ちょっと児童手当は現在どれぐらいの子供さんにしとられて、この減額の要因としてはどの

ようなことがあるんでしょうか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 児童手当につきましては、きのうもちょっと説明をさせてもらったんですが、10月末現在で当初予算を組みます。したがって、10月現在の当初予算と今年度補正は同じになりますので、したがって、きのう説明しました4,500万円程度が減るというものと同じように4,200万円程度が減ることになります。

実際見ますと、翌年度と2カ月分、2月、3月分が実際少しずれますので、きのうは4,500万円減額と、補正では4,200万円減額というものになります。

人数としては、きのう説明したとおり変わっておりません。以上です。

○委員（上田 伴子） わかりました。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中 理） ちょっと待って。1点だけ、ちょっと待ってくださいよ。

○分科会長（西田 真） ああ、どうぞどうぞ。

○委員（竹中 理） 238ページです。強度行動障害地域生活支援事業費ですけども、前回の委員会的时候に、緊急で2名、男性と女性の方がいるのでという形でお聞きしてたんですけども、これって、何かお話、その後、何かありましたでしょうか。

○分科会長（西田 真） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 9月補正のときに、2名分補正をさせていただきました。9月に県のほうに申請をして、10月に審査会が県で開かれて、そのうち1名は採択されましたけれども、1名は採択されなかったということで、なぜ採択されなかったかということ、強度行動障害が余りにもひど過ぎて、ちょっと対応ができないということで採択されなかったというふうに聞いております。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいですか。

○委員（竹中 理） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで分科会を暫時休憩します。

午後3時04分 分科会休憩

午後3時20分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き分科会を再開します。

休憩前に当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

次に、協議事項（2）番、分科会意見・要望のまとめに入ります。

分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

まず、昨日審査を行いました第3号議案、令和2年度豊岡市一般会計予算に対する分科会意見・要望について、正副分科会長でまとめた案文をお配りしています。

まず、この案文について協議いただければと思います。

第3号議案に対する意見・要望です。確定をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

分科会を暫時休憩します。

午後3時21分 分科会休憩

午後3時30分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

先ほどの新文化会館、生涯学習サロン、その辺で

意見集約した案文について、朗読させていただきます。

第3号議案中、文教民生分科会に分担されました事項について、審査の結果をご報告いたします。

当分科会に分担されました事項は、所管事項に係る歳入歳出及び地方債についてであります。当局に対し、各項目にわたり詳細な説明を求め、慎重に審査を行った結果、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、当分科会は次のとおり意見及び要望を付すことに決定しました。

第1に新文化会館整備事業について、大きな状況変化などを見据え、基本設計の作成に当たっては施設規模及び機能などを再度精査し、将来的な人口に見合った施設となるよう、将来への財政負担とならないように、イニシャルコスト、ランニングコストを比較検討しながら、思い切った総事業費の削減、抑制に努められたい。

また、事業進捗における節目において、細かな報告、情報公開に努めるなど、協議の中で出された意見を真摯に受けとめ、当局、議会双方の合意により事業進捗を図られたい。

第2に、生涯学習サロン整備事業について、中心市街地活性化に結びつくよう、市民等の意見を傾聴、反映させた、市民に広く愛され活用される施設となるよう事業を展開されたい。

また、これ以上の過度の財政負担とならないよう、事業費削減方策を講じられたい。

以上、ご報告いたします。

これで決定してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、このように決定いたしました。

次に、本日、審査を行いました報告第2号、専決第4号及び第2号議案に対する当分科会の意見・要望について協議いただきたいと思います。

分科会を暫時休憩します。

午後3時33分 分科会休憩

午後3時34分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、分科会を再開いたします。

本日審査を行いました報告第2号、専決第4号及び第22号議案につきましては、意見・要望は付さないということに決定してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、分科会を閉会します。

午後3時35分 分科会閉会

午後3時35分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

続いて、協議事項（3）番、委員会意見・要望のまとめに入ります。

昨日、審査を行いました請願・陳情の委員長報告について、正副委員長でまとめた案文をお配りしています。

まず、この案文について協議いただければと思います。

委員会を暫時休憩いたします。

午後3時35分 委員会休憩

午後3時45分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、委員会を再開いたします。

請願・陳情の分で、意見集約しました案文を朗読させていただきます。

文教民生委員会に審査を付託されました令和元年陳情第3号、公立豊岡病院組合内病院の充実に関する陳情についてについて、審査の結果をご報告い

たします。

一部委員より不採択の立場から陳情趣旨、1、病床削減、再編統合しないよとの働きかけについて、医療提供体制、診療機能、人口減少など地域の实情に応じて見直すことも当然必要な観点であり、見直しに当たっては必要に応じ、地域医療構想会議等の場でしっかりと議論を尽くすべきだと考える。よって、本陳情は不採択とせざるを得ないとの意見が出されました。

一方、採択の立場から、厚生労働省は病床削減の再検討を促すとして、424の公立・公的病院を公表したが、地域の实情を踏まえることなく、唐突になされたものであり、大変遺憾に感じる。陳情趣旨はもつともであり、本陳情は採択すべきであるとの意見が出されました。

このため、採決を行った結果、賛成少数により不採択すべきものと決定しました。

次に、文教民生委員会に審査を付託されました請願第1号、子どもの幸せを願う豊岡市民の要望（請願署名）について、審査の結果をご報告いたします。

一部委員より、不採択の立場から、本請願趣旨にある小学校区ごとの全ての住民の理解と合意をもとに、計画方針を決める期限を設けず、計画方針を決定することは理想ではあるが、現実的には困難、かつ多くの時間を費やすこととなる。速やかな対応を願う保護者の希望や当事者である子供に寄り添ったものであるとは必ずしも言えない。また、全体計画の策定を阻害する要因となりかねない。よって、本請願は不採択とすべきであるとの意見が出されました。

一方、採択の立場から、市内6会場で開催された市民説明会において、地域を分けて丁寧に説明し、住民の意見を聞くべきだとの多くの声が出された。地域の实情に応じたさまざまな課題がある中、計画策定に期限を設けてしまうと十分な意見や要望が制約され、おろそかになりかねない。長い歴史のある教育施設を集約、再編してしまう事業は慎重に進めていかなければならないと考える。よって、1、133名の署名が添えられた本請願は採択すべき

であるとの意見が出されました。

このため採決を行った結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

以上、ご報告いたします。

もう一本です。文教民生委員会に審査を付託されました陳情第2号、指定難病医療費助成制度で「軽症」とされた難病患者を助成対象に戻すため国への意見書提出を求めることに関する陳情書について、審査の結果をご報告いたします。

本件は、国に対し、指定難病医療費助成制度について、重症度基準による選別はやめ、軽症者を含めた全ての指定難病患者を同助成の対象とするよう求める陳情であります。

当局から詳細な説明を受け、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨はもともとであり、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

この案文でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、このように決定させていただきます。

それでは、次に、本日審査を行いました報告第1号、専決第1号及び第11から第15号議案並びに第17から19号議案、第23号から27号議案までに対する当委員会の意見・要望について協議いただきたいと思っております。

委員会を暫時休憩いたします。

午後3時51分 委員会休憩

午後3時52分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

報告第1号、専決第1号及び第11から10号議案並びに第17から19号議案、第23号から27号議案までに対する当委員会の意見・要望については、特にないということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、そのように決定いたしました。

次に、協議事項（4）番、閉会中の継続審査の申

し出についてを議題といたします。

委員会を暫時休憩いたします。

午後3時53分 委員会休憩

午後3時54分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、委員会を再開いたします。

それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を、閉会中の継続審査事項として議長に申し出したいと思っておりますが、昨年どおりの調査事項であります。全部で8点ありますが、変更はございません。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次は、その他です。

その他、委員の皆さん方から何かあればご発言願います。

皆さん、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ないようでしたら、以上をもちまして、文教民生委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時56分閉会
